

船舶事故調査報告書

令和5年6月7日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	令和4年3月14日 05時35分ごろ
発生場所	石川県志賀町富来漁港 能登富来港南防波堤灯台から真方位150° 210m付近 （概位 北緯37° 08.5′ 東経136° 42.1′）
事故の概要	漁船三喜丸は、航行中、防波堤に衝突した。
事故調査の経過	令和4年6月6日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 三喜丸、6.6トン IK2-5600（漁船登録番号）、個人所有 第244-21419号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 船首ブルワークの圧壊及び球状船首に亀裂 防波堤 擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏 日出時刻：06時06分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、底引き網漁の目的で富来漁港を出航した。</p> <p>船長は、操舵室で立った姿勢で手動操舵により富来漁港内を東進中、富来漁港南方に南北方向に設置された防波堤（以下「本件防波堤」という。）の北端を右舷側に見た後、漁場に向けて右に舵を取った。</p> <p>本船は、右舵のまま右転を続け、船首部が本件防波堤の北端から南方約70mの港外側に衝突した。</p> <p>船長は、乗組員に負傷のないことを確認後、機関を後進として本件防波堤から離れて富来漁港に帰航した。</p> <p>船長は、ふだん本件防波堤の北端を通過して右に舵を取った後は、舵を中央に戻して漁場に向かっていたが、本事故発生時、右転開始後に舵を戻すことをなぜか忘れていたと本事故後に思った。</p> <p>船長は、GPSプロッターを作動させていたが、慣れた海域なので前方を見ながら航行しており、右に舵を取った後、本件防波堤は暗闇で見えていなかったが、見えていれば本件防波堤を回避できていたと本事故後に思った。</p> <p>乗組員3人は、出航時、ふだん通り船員室で休憩していた。</p>

<p>分析</p>	<p>本船は、富来漁港から出航中、本件防波堤の北端を通過して右転後、船長が舵を中央に戻していないことに気付かず右転を続けたことから、本件防波堤の北端から南方約70mの港外側に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、本事故発生時、慣れた海域でふだん通りに右転開始後に舵を戻したものと思込み、前方を見ながら航行を続けていたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、富来漁港から出航中、本件防波堤の北端を通過して右転後、船長が舵を中央に戻していないことに気付かず右転を続けたため、本件防波堤の港外側に衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、夜間、目視のみでなく、GPSプロッター等を活用して船位や進行方向を確認して航行すること。 ・ 船長は、事故発生後、速やかに海上保安庁に通報すること。